

# **既設昇降機安全確保緊急促進事業 募集要領**

平成24年4月  
国 土 交 通 省  
住宅局建築指導課

## 目 次

1. 事業の趣旨	1
2. 事業内容	1
2. 1 公募する提案事業	1
2. 2 提案者	2
2. 3 提案事業の要件	2
2. 4 補助対象事業	4
3. 事業の実施方法	6
3. 1 手続き	6
3. 2 提案の方法	7
3. 3 提案の評価	8
3. 4 事業の採択	8
4. 補助金交付	8
4. 1 補助金交付	8
4. 2 事業中及び事業完了後の留意点について	9
5. 情報の取扱い	10
5. 1 情報の公開・活用	10
5. 2 個人情報の利用目的	11
6. 応募方法	11
6. 1 公募期間	11
6. 2 問合せ先、資料の配付	11
6. 3 提出先	12
6. 4 提出方法	12
6. 5 提出書類	12
参考資料	15
応募様式	16

## 1. 事業の趣旨

既設昇降機安全確保緊急促進事業は、社会资本整備審議会による「シティハイツ竹芝エレベーター事故調査報告書（平成21年9月）」及び「既設エレベーターの安全性確保に向けて 報告書（平成23年8月）」に盛り込まれた意見を踏まえ、既設エレベーターの防災対策改修（戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置に係る改修をいう。以下同じ。）についてモデル性を有した事業を支援することにより、緊急的に既設エレベーターの安全確保の促進を図ることを目的としております。

上記の観点から、改修費用の低減や、工事の円滑化などに資するモデル的検討がなされた既設エレベーターの防災対策改修の普及促進に寄与する事業の提案を公募によって募り、優れた提案に対して、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助します。

## 2. 事業内容

### 2. 1 公募する提案事業

一定の要件を満たす建築物に設けられているエレベーターに対するモデル性を有した防災対策改修事業を対象とします。ただし、1台当たりの防災対策改修に要する費用が400万円以下であり、かつ、1台当たりの防災対策改修に要する工期が7日間以内であることが前提条件となります。また、防災対策改修と併せて、他の改修工事を実施することも可能ですが、この場合、改修工事全体の中の防災対策改修に係る費用、工期が上記の条件を満たすことが必要です。なお、防災対策改修以外の工事費は補助対象とはなりません。

防災対策改修の詳細については、2. 3. 1、モデル性の詳細については、2. 3. 2を参照してください。

提案は、「システム提案」又は「個別提案」によります。また、当該提案は、グループ又は単独で行うことができます。

#### （1）システム提案

モデル性を有した防災対策改修事業の仕組みとして提案を受け付けます。この場合、事業を行うエレベーター物件が必ずしも確定している必要はありません。

#### （2）個別提案

防災対策改修事業を実施するエレベーター物件が確定しており、システム提案にはない個別のモデル性を有している提案の場合は、「個別提案」として提案を受け付けます。この場合、エレベーターの所有者の合意を得ている必要があります。

## 2. 2 提案者

提案者は、防災対策改修事業を実施する設計者・工事施工者とします。事業を実施する者のグループによる提案も可能です。また、提案時点で防災対策改修の対象となるエレベーターが確定している場合は、防災対策改修を実施するエレベーターの所有者（個人、管理組合、法人、地方公共団体等）との共同提案として取り扱います。

なお、同一の者が、グループ提案と単独での提案の両方を行う場合は、それを明記するようにしてください（採択時に調整が必要となる場合があります）。全く同じ提案の場合は両方応募することはできません。

応募した提案が採択されると、事業を実施し、補助金交付手続きを行っていただくことになります。具体的な実施体制が確保されていないアイデアのみの提案や事業を実施する予定のない評価のみを目的とした提案は受けられません。

## 2. 3 提案事業の要件

提案事業は、次のすべての要件に該当するものであることが必要です。

- ①防災対策改修が実施されること。（2. 3. 1 参照）
- ②モデル性を有した防災対策改修事業であること。（2. 3. 2 参照）
- ③平成24年度中に事業に着手するものであること。（2. 3. 3 参照）

### 2. 3. 1 防災対策改修の内容について

エレベーターの防災対策改修として、次の①～③の改修工事を行っていただく必要があります。

#### ①戸開走行保護装置の設置

- ・国土交通大臣の認定を受けたもの（ロープ式エレベーターの場合は、二重系ブレーキ、特定距離感知装置の追加、独立した制御回路等）。

（建築基準法施行令第129条の10第3項第一号に規定する措置）

#### ②P波感知型地震時管制運転装置の設置

- ・P波感知器、S波感知器、予備電源の追加

（建築基準法施行令第129条の10第3項第二号に規定する措置）

#### ③主要機器の耐震補強措置

- ・かご、釣合おもり枠のレールからの外れ防止対策

（建築基準法施行令第129条の4第3項第三号に規定する措置）

- ・主索等の滑車からの外れ防止対策

（建築基準法施行令第129条の4第3項第四号に規定する措置）

- ・昇降路内突出物への主索等の絡まり防止対策

（建築基準法施行令第129条の7第五号に規定する措置）

- ・駆動装置・制御器の転倒・移動防止対策

（建築基準法施行令第129条の8第1項に規定する措置）

- ・釣合おもりの脱落防止対策

(釣合おもりを貫通したボルトをナット締めとし、又はこれと同等以上の効力を有する方法で釣合おもりの枠に釣合おもりが脱落しないように取り付けるものとすること。法令化を検討中。)

既に上記①～③のいずれかの措置がなされているエレベーターについては、不足する部分についての改修工事を行うこととなります。例えば、既に②のP波感知型地震時管制運転装置が設置済みのエレベーターについては、①と③に関する改修工事を行えばよいこととなります。

## 2. 3. 2 モデル性を有した防災対策改修事業について

エレベーターの防災対策改修については、次のような考え方でモデル性の評価を行います。単に価格のみによる決定は行いません。

- ・防災対策改修に要する費用の低減に資するものを評価する。

(1台当たりの費用は400万円が上限)

- ・費用を安くするだけでコストダウンのための具体的提案のないものはモデル性がないものと扱う(本事業への応募のためだけに一時的に価格を下げるものは評価しない)。

- ・防災対策改修に要する工期の短縮に資するものを評価する。

(1台当たりの工期は7日間が上限)

- ・単に工期を〇日にするといった、工期短縮の具体的提案がないものはモデル性がないものと扱う。
- ・波及性・普及性の高いものを評価する。
- ・技術の進展に寄与するものを評価する。
- ・ハード技術に係るものだけでなく、ソフトも含めて総合的に提案されたものを評価する。
- ・通常行っているシステム全体のリニューアル工事から防災対策改修に関する部分の費用のみを抜き出すような提案では、費用が安くてもモデル性があるものとは扱わない。

以下に、具体的な選定の考え方を示します。

### (1) 費用の低減に資するモデル的検討について

(選定に当たっての考え方の例)

- ・費用を低減するための部品の汎用化、工法改善等の具体的提案があるもの。
- ・従来の費用との比較等により、費用低減効果が具体的に記載されているもの。
- ・既設部品を最大限活用した改修工法など先進的な技術提案があるもの。

## (2) 工事の円滑化に資するモデル的検討について

(選定に当たっての考え方の例)

- ・工期を短縮するための工法改善、効率化等の具体的提案があるもの。
- ・マンションにおける工事時間の工夫など、建築物特性にあった工事方法の提案があるもの。
- ・工事によるエレベーター停止中の利便性の確保、夜間工事中の騒音対策など居住者等に配慮するもの。

## (3) その他のモデル的検討について

(選定に当たっての考え方の例)

- ・事業終了後における防災対策改修工事の普及促進に寄与する具体的な提案があるもの。
- ・改修工事中、改修工事後の保守点検時の作業員等の安全対策向上に寄与するもの。
- ・避難場所としての活用、生活物資の備蓄その他の大規模災害への対応が図られるもの（個別提案の場合）。
- ・エレベーターの防災対策改修と併せて、建築物の耐震改修を実施するなど、既存建築物の性能を総合的に向上させるもの（個別提案の場合）。

### 2. 3. 3 対象となる事業の着手時期

平成24年度中に着手するものを対象とします。

提案事業の評価を踏まえて、国土交通省が補助対象事業を採択する時点で、既に契約している事業は対象になりません。

### 2. 4 補助対象事業

#### 2. 4. 1 補助を受ける者

原則として、防災対策改修事業を実施する設計者・工事施工者が補助を受ける者となります。この場合、防災対策改修を実施するエレベーターの所有者（個人、管理組合、法人、地方公共団体等）との防災対策改修工事の契約において、補助金受領後の精算方法（①補助金受領後に提案者から所有者に支払う方式、②所有者が提案者に工事費用から補助金相当分を除いた額のみを支払う方式等）を定めていただく必要があります。

#### 2. 4. 2 補助対象となる事業の区域、建築物等の要件

提案を受け、国土交通省が採択した提案事業であって、次の（1）から（5）までのすべての要件を満たす既設エレベーターの防災対策改修が補助の対象となります。

防災対策改修の対象となるエレベーターが確定している個別提案の場合は、提案時点で（1）及び（2）の要件を満たしていることが必要となります。

システム提案で、所有者が応募時点では未定のものについては、実績報告時点で要件を満たしていることの確認を行います。

- (1) 以下のいずれかの区域に存する建築物に設けられているエレベーターであるもの。
  - a 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）の既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域
  - b 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）の既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域
  - c 中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）の都市整備区域又は都市開発区域
  - d 人口5万以上の市の区域
  - e 上記のほか、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条の規定に基づく耐震改修促進計画等においてエレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する区域
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第16号に規定する特定建築物（参考資料を参照）のうち、以下のすべての要件に適合するものに設けられているエレベーターであるもの。
  - a 耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上のもの。
  - b 長期修繕計画又は維持保全計画を作成しており、かつ、その中でエレベーターを修繕項目として設定しているもの。
- (3) 防災対策改修の結果、当該改修の内容について、昇降機に関する建築基準法令の規定に適合するものであるもの。
- (4) 防災対策改修の実施後速やかに、その内容について所轄する特定行政庁に報告するものであるもの。
- (5) エレベーター内の見やすい場所に、防災対策改修が行われている旨を示す国土交通省が指定するマーク表示を付すものであるもの。

## 2. 4. 3 補助額

補助対象となる額は、防災対策改修工事に要する費用（戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置又は主要機器の耐震補強措置に係る改修に要する工事費をいい、調査設計計画費を含む。）です。補助額は、補助対象となる額の1／3以内の額とします。補助額については、提案された内容について評価委員会の評価に基づき予算の範囲内で、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも要望額についてすべて対応するものではありません。

防災対策改修と併せて、他の改修工事を実施する場合は、費用が区別可能な明細を添

付していただく必要があります。なお、他の改修工事費は補助対象となりません。

## 2. 4. 4 その他

システム提案の応募に当たっては、補助金を受けることを希望するエレベーターの台数、補助対象額を提出していただきます。予算及び提案の内容等を踏まえ、応募の範囲内で調整して決定させていただきます。

また、採択を受けた事業が当初の事業計画に比べ進まない場合には、年度途中で補助金の額、対象台数を減少する等の変更を行なう場合があります。

他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象となることがあります。

## 3. 事業の実施方法

公募する事業の手続きは、以下のとおりです。

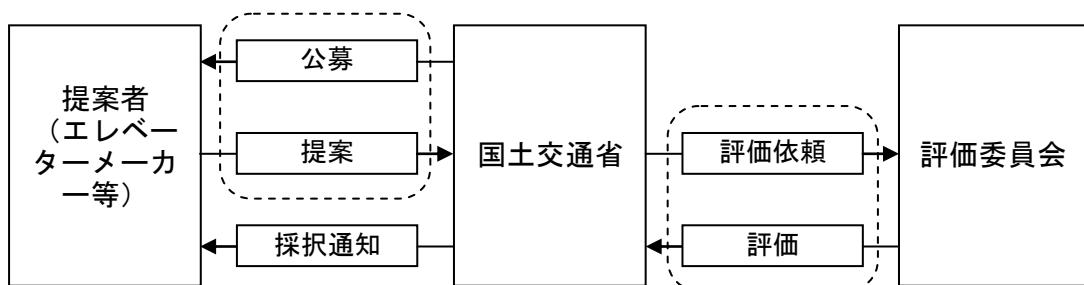
### 3. 1 手続き

本事業は、提案公募と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。各々の手続きの概要は、以下のとおりです。

#### （1）提案公募

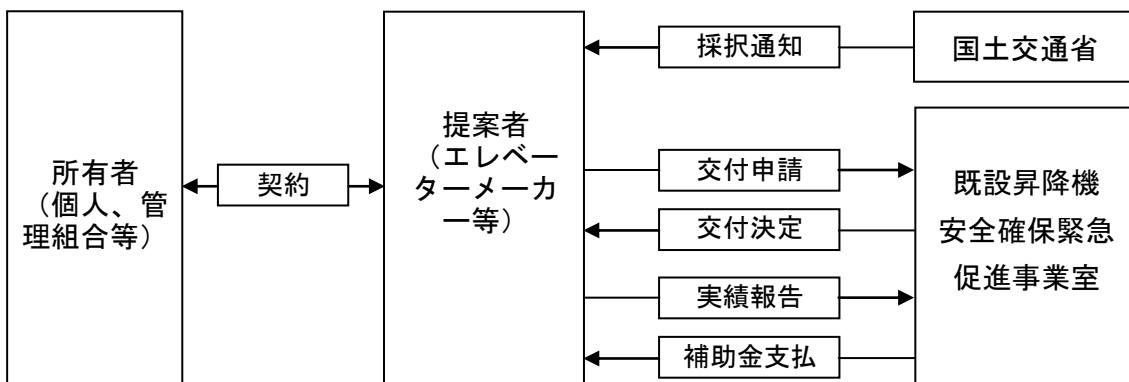
国土交通省は、本募集要領により公募を行います。

応募のあった提案について評価を行い、優れた提案を採択します。



## (2) 補助金交付

事業は、採択通知がなされることにより着工することができますが、補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に実績報告を行っていただく必要があります。補助金の交付申請は、2. 4. 1の補助を受ける者が行っていただけます。



### 3. 2 提案の方法

既設昇降機安全確保緊急促進事業に関する提案は、「システム提案」又は「個別提案」によります。

#### (1) システム提案

モデル性を有する防災対策改修事業の仕組みとして提案を受け付けます。この場合、事業を行うエレベーター物件が必ずしも確定している必要はありませんが、採択通知の際には補助額の上限が割り当てられます。

システム提案は、対象となるエレベーターの共通性（機械室の有無等のエレベーターの種別の違い、リニューアル履歴の有無等）及び防災対策改修に必要な工事内容の共通性（戸開走行保護装置の設置の実現方法等）が合理的に説明できる範囲を1つのシステムとしてください。同一者が複数のシステム提案を行うことも可能です。なお、グループ提案の場合は、予め提案時に事業を行う者のリストを提出していただきます。システム提案が採択されても、原則として、リストに掲載されていない事業者は補助金の交付申請を行うことができませんのでご注意ください。

#### (2) 個別提案

当該事業を実施するエレベーター物件が確定しており、システム提案にはない個別のモデル性を有している提案の場合は、「個別提案」として提案を受け付けます。この場合、エレベーターの所有者の合意を得ている必要があります。

### 3. 3 提案の評価

#### (1) 評価の実施体制

提案事業の採択に当たり、応募提案は、既設昇降機安全確保緊急促進事業室に設置する学識経験者等からなる既設昇降機安全確保緊急促進事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）において評価が行われます。評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員会規則を定めて委員の評価業務について以下の制限を行います。

- ・委員は、提案（グループ提案を含む。）を行うことはできません。
- ・委員は、委員本人と関係を有する企業、団体等が行った提案の評価に関わることはできません。
- ・委員は、委員本人又は委員本人と関係を有する企業、団体等が、業務としてコンサルティング又はアドバイス等を行った提案の評価に関わることはできません。

なお、評価委員会の議事録については非公開とし、審査に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

#### (2) 評価の手順

応募書類について、応募の要件を満たしているか等について確認するとともに、応募書類の内容について書面評価を行います。評価の過程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行い、評価結果を決定します。

追加資料の請求の際に指定した期日までに追加資料の提出がない場合、ヒアリング等に応じることができない場合は、評価の対象とならないことがあります。

### 3. 4 事業の採択

評価委員会の評価をもとにした既設昇降機安全確保緊急促進事業室の報告を受けて、国土交通省が採択提案を決定し、応募者に通知します。採択通知は6月中旬を予定しています。

補助対象となる事業については原則として採択通知日以降の契約とする必要があります。なお、これに違反している場合は、採択の取消しとなります。

また、採択通知後に、補助対象となる要件に合致しないことが判明した場合も、採択の取消しとなります。

### 4. 補助金交付

採択結果の通知時に交付申請の手続きの詳細等についてお知らせします。その内容に従い交付申請等の手続きを実施していただく必要があります。

#### 4. 1 補助金交付

##### 4. 1. 1 交付申請

交付申請は既設昇降機安全確保緊急促進事業室が定めた期間に行っていただきます。これらの具体的な手続きの方法、手続きの場所等についても採択結果の通知と併せてお

知らせする予定です。

#### 4. 1. 2 交付決定

交付申請を受け、既設昇降機安全確保緊急促進事業室において、以下の事項等について審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、交付要綱に従って申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・補助事業の内容が、交付要綱及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・補助対象費用には、国との他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

#### 4. 1. 3 補助事業の計画変更について

交付決定を受けた者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ国土交通大臣の承認を得る必要があります。

- ①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- ②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省に報告し、その指示に従っていただきます。

#### 4. 1. 4 実績報告及び額の確定について

交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、採択時に別に指定する手続きに従い、「完了実績報告書」を提出していただく必要があります。

既設昇降機安全確保緊急促進事業室は、「完了実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿って防災対策改修工事が実施されたか書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。

支払いは、補助を受ける者に指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。

#### 4. 2 事業中及び事業完了後の留意点について

##### 4. 2. 1 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

交付要綱に違反する行為がなされた場合、次のような措置が講じられることがあります。

- ①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。

- ②補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

#### 4. 2. 2 事業の効果に関する報告

事業の採択を受けた者は、既設昇降機安全確保緊急促進事業室に、防災対策改修事業の効果に関する報告が必要となります。

#### 4. 2. 3 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力

事業の採択を受けた者には、補助期間終了後、既設昇降機安全確保緊急促進事業の取組みに関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

#### 4. 2. 4 情報の提供

事業の採択を受けた者においては、自社のホームページ等を活用し、情報提供に努めることとします。また、この情報については、既設昇降機安全確保緊急促進事業室に適宜提供をいただき、必要に応じ作成するホームページでリンクを張る等情報提供を行うこととします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

#### 4. 2. 5 その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の①から⑥に定めるところにより行う必要があります。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ③ 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- ④ 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知）
- ⑤ 住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱（平成24年4月6日国住生第1号）
- ⑥ その他関連通知等に定めるもの

### 5. 情報の取扱い

#### 5. 1 情報の公開・活用

##### (1) プレス発表等

採択決定後、採択された提案については提案名、提案者名、事業概要等をプレス発

表し、併せて国土交通省のホームページに掲載します。

(2) 事業等の公表

普及促進を目的に、広く一般にエレベーターの防災対策改修について紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類等に記載された内容について、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

## 5. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用するほか、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

## 6. 応募方法

### 6. 1 公募期間

平成24年4月23日（月）～平成24年5月23日（水）（消印有効）

### 6. 2 問い合わせ先、資料の配付

質問・相談については、FAX又は電子メールでお願いします。回答は類似のものについてはまとめるなどの整理を行った上でQ&Aとして下記ホームページに回答を掲載します。5月15日までに掲載した回答については必ず確認の上応募してください。

応募様式は、本資料からコピーするか、別途作成してください。応募様式は、下記の箇所でも配布します（郵送依頼は不可）。また、下記のホームページから様式をダウンロードすることができます。

#### ＜問合せ先＞

東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル6階

一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会内

既設昇降機安全確保緊急促進事業室

FAX : 03-5229-7634

メールアドレス : [elevator@sumaimachi-center-rengoukai.or.jp](mailto:elevator@sumaimachi-center-rengoukai.or.jp)

ホームページ :

<http://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/02business/elevator.html>

（応募様式のダウンロードが可能です）

### 6. 3 提出先

＜提出先＞

〒162-0825

東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル6階

一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会内

既設昇降機安全確保緊急促進事業室

電話番号 : 03-5229-8058

<平日10:00~17:00>

メールアドレス : [elevator@sumaimachi-center-rengoukai.or.jp](mailto:elevator@sumaimachi-center-rengoukai.or.jp)

※提出先の住所に誤りがないようご留意ください。

### 6. 4 提出方法

郵送とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、応募者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込みしてください。

郵送の際に封筒に「応募書類在中」を記入してください。

（応募書類の差し替えは固くお断りします。）

### 6. 5 提出書類

提案の申請をしようとする者は、公募期間中に以下の提出書類一覧表に従って、1)～4)の必要部数を揃えて提出してください。

#### ■提出書類一覧表

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	提案申請書	8部	様式1
2) 応募図書	フェイスシート	8部	様式2
	提案概要		様式3
	モデル的検討の内容説明		様式4
	補助額の積算		様式5
3) CD-R	上記1)、2)の応募書類の電子ファイルを格納したもの	2枚	
4) チェックリスト	上記1)、2)の応募書類の有無について確認するもの	1部	

## ※ 注意事項

- ①①) 、2) の応募書類は、日本語の活字体で、A4サイズ（片面）にまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- ②電子ファイルを作成するアプリケーションソフト及び保存形式は、「Microsoft Word2000」「Microsoft Excel2000」「Adobe Acrobat Reader4.0」以降の形式としてください（Excelは様式2及び様式5のみ使用）。使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。これによりがたい特段の事情等がある場合は既設昇降機安全確保緊急促進事業室にお問い合わせください。
- ③CD-Rには「応募事業提案名」を記載してください。
- ④応募書類が、募集要領に従っていない場合、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- ⑤応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

## ※ 記入に当たっての留意点

それぞれの様式の注をよく確認して、漏れのないよう記載、書類の添付等を行ってください。

- 1) 提案申請書（様式1）
  - ・提出書類は、1枚を限度とします。
  - ・「システム提案」、「個別提案」のいずれかに○をつけてください。
- 2) 応募図書
  - フェイスシート（様式2）
    - ・提出書類は、（Excel又はpdf形式）1枚とします。
    - ・グループ提案の場合、事業者名のリストと組織図に関する書類を別途作成してください。（A4版）
    - ・その他記載すべき項目がある場合には、様式中に“別紙○に記載”等明記の上別紙を添えてください。
  - 提案概要（様式3）
    - ・提出書類は、1枚としますが、必要な場合は関連資料を添付してください。但しこの場合の書式はA4版とし、内容も簡潔なものとしてください。
    - ・対象とするエレベーターのタイプ、改修の範囲、改修方法など提案の基本的な仕組みを記載してください。
  - モデル的検討の内容説明（様式4）
    - ・提出書類は、2枚を限度としますが、様式以外に、説明用の参考資料を添付することも認めます。（A4版で簡潔なものとすること）

- ・モデル性に資する具体的な検討内容を記述してください。
- 補助額の積算（様式5）
- ・提出書類は、（Excel又はpdf形式）1枚と、積算内容を具体的に示した別紙を添えてください。

(参考資料)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

第2条第16号に規定する特定建築物

（具体的には高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第4条に規定）

1. 学校
2. 病院又は診療所
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂
5. 展示場
6. 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7. ホテル又は旅館
8. 事務所
9. 共同住宅、寄宿舎又は下宿
10. 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
11. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12. 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
13. 博物館、美術館又は図書館
14. 公衆浴場
15. 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
16. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17. 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
18. 工場
19. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設
21. 公衆便所
22. 公共用歩廊

平成 年 月 日

国土交通大臣 前田 武志 殿

**既設昇降機安全確保緊急促進事業 提案申請書**

以下の内容により、既設昇降機安全確保緊急促進事業の提案を申請します。

応募事業提案名 : \_\_\_\_\_

**提案事業の別**

提案事業の別	申請する提案 (当てはまるものいづれかに○をしてください)
システム提案	
個別提案	

(代表提案者) 住 所 〒

電話番号

提案団体名

代表者

印

## フェイスシート [A4版・1枚]

応募事業提案名	
---------	--

項目	・該当する□にチェックして下さい。(ドロップダウンで選択可) ・それ以外の箇所は、文章・数値等を各記入欄に記入してください。				
提案の概要	提案事業の別	<input type="checkbox"/> 1. システム提案 <input type="checkbox"/> 2. 個別提案			
	改修工事の内容	<input type="checkbox"/> 1.防災対策改修工事のみ実施 <input type="checkbox"/> 2.他の改修工事と併せて防災対策改修工事を実施			
	改修工事の対象となるエレベーター	<input type="checkbox"/> 1.ロープ式エレベーター <input type="checkbox"/> 2.油圧式エレベーター <input type="checkbox"/> 3.その他 (3.の場合に内容を記載)			
	対象エレベーターの概要	定格速度、停止階数、設置後の年数、型番など、防災対策改修の対象とするエレベーターの概要を記載ください。			
	戸開走行保護装置の大蔵認定取得状況	<input type="checkbox"/> 1.取得済み (認定番号: ) <input type="checkbox"/> 2.未取得 (認定申請済み・性能評価申請済み・月頃に性能評価申請予定)			
応募者の概要	代表提案者の業種	<input type="checkbox"/> 1.エレベーターメーカー <input type="checkbox"/> 2.保守点検業者 <input type="checkbox"/> 3.その他 (3.の場合に内容を記載)			
	代表提案者名				
	グループ提案の有無	<input type="checkbox"/> 1.なし <input type="checkbox"/> 2.あり ( 社) 注)グループ提案を行う場合は、防災対策改修工事を実施する設計者・工事施工者のリストと組織図を別に作成し、別添資料として提出してください。			
	連絡先	氏名	※平日(月～金)に確実に連絡が取れるところにしてください。		
		所属・役職			
		住所	〒		
		電話番号			
		FAX番号			
	実績等	メールアドレス			
		保守台数	(台) ※グループ提案の場合は代表者を含めた提案者全体として保守台数を記入してください。		
過去3年間の改修工事の平均台数		(台/年) ※グループ提案の場合は代表者を含めた提案者全体として実績を記入してください。			
補助要望台数	台数	(台)			
事業費の概算額(千円)	事業費総額※1 うち補助申請額※2	(千円) (千円)			
「システム提案」の場合のみ記入					
補助要望台数の根拠	対象となるエレベーターの保守契約台数、類似の工事契約実績等補助要望台数の積算根拠を具体的に記載してください。				
「個別提案」の場合のみ記入					
防災対策改修を行うエレベーターが存する建築物の名称	○○○○マンション等改修するエレベーターが存する建築物の名称を具体的に記載してください。				
建築物の所在地					
延べ面積／階数	延べ面積 m <sup>2</sup> /地上 階・地下 階				
建築物の用途等	建築物の用途: 共同住宅、百貨店、事務所など建築物の用途を記載してください。				
設計者・工事施工者	<input type="checkbox"/> 1.耐火建築物 <input type="checkbox"/> 2.準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 3.確認中 設計者: 工事施工者:				
建築物の所有者					
所有者との合意	<input type="checkbox"/> 合意済み <input type="checkbox"/> 合意見込み(⇒合意の予定時期: 月)				
本提案以外の応募の状況	<input type="checkbox"/> 1.本提案以外の応募なし <input type="checkbox"/> 2.システム提案で他の提案を応募 <input type="checkbox"/> 3.個別提案で他の提案を応募 (応募している他の提案名称)				

※1 事業費の概算額については、防災対策改修に要する補助要望台数分の事業費を記入してください。

※2 事業費総額の1/3以内とし、様式5の「I 補助額」の額と同じとなるようにご注意ください。

## 提案概要

[A4版・1枚]

※受付番号は事務局で記入します。

提案者（代表者）		受付番号※	24-1-
応募事業提案名			
提案事業の別	<input type="checkbox"/> システム提案	<input type="checkbox"/> 個別提案	
改修工事の内容	<input type="checkbox"/> 防災対策改修工事のみ実施	<input type="checkbox"/> 他の改修工事と併せて防災対策改修工事を実施	

[防災対策改修工事の概要、防災対策改修に係る費用・工期、対象とするエレベーターの種別・対象とするエレベーターの機種の範囲、停止階数の範囲、戸開走行保護装置の概要、大臣認定の状況（取得済み、取得見込み等）について簡潔に記載してください。]

- ・防災対策改修工事の実現手法を簡潔に記載してください。
- ・システム提案の場合、防災対策改修に係る費用・工期については、代表的と考えられるものについて記載してください。
- ・システム提案の場合、システムの対象となるエレベーターの範囲について簡潔に記載してください。
- ・戸開走行保護装置については、大臣認定の取得状況、見込みを記載してください。
- ・必要に応じて、別途説明資料を添付してください。その場合、“別紙〇に記載”等と明記してください。

※関連資料を添付する場合は“別紙〇に記載”等と明記してください。

## モデル的検討の内容説明 [A4版・最大2枚]

※受付番号は事務局で記入します。

提案者（代表者）		受付番号※	24-1-
応募事業提案名			

項目	モデル的検討に関する説明
費用の低減に資するモデル的検討	<p>〔費用の低減に資する提案内容を具体的に記載してください。〕</p> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1台当たりの費用低減効果を従来の費用等との比較により、額で明示してください。</li> <li>・低減効果の積算根拠については必要に応じて別途説明資料を添付してください。</li> </ul> </div>
工事の円滑化に資するモデル的検討	<p>〔工期短縮・工事中の利便性確保など工事の円滑化に資する提案内容を具体的に記載してください。〕</p> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工法改善等による工期短縮効果について、従来工法等との比較により、具体的な短縮時間等で明示してください。</li> </ul> </div>
その他のモデル的検討	<p>〔上記以外のモデル性のある提案内容を具体的に記載してください。〕</p> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用低減、工事の円滑化以外に今後の防災対策改修の普及促進に寄与する提案や、物件が確定している場合の個別のモデル性などを記入してください。</li> </ul> </div>

※関連資料を添付する場合は“別紙〇に記載”等と明記してください。

## 補助額の積算

※受付番号は事務局で記入します。

提案者(代表者)		受付番号※	24-1-
応募事業提案名			
提案事業の別	<input type="checkbox"/> システム提案 <input type="checkbox"/> 個別提案		

### I. 防災対策改修に係る補助額

〔単位:千円(事業費及び補助額)〕

項目	A 事業費(注1) (1台当たり)	B 補助率	C 補助額 (A×B)	D 台数	E 補助額 合計 (C×D)
防災対策改修に係る工事費 (調査・設計費含む)	戸開走行保護装置の設置に要する費用	1/3			
	P波感知型地震時管制運転装置の設置に要する費用				
	主要機器の耐震補強措置に要する費用				
	合計				

注1 : 防災対策改修の事業費の各項目の積算内容を別紙に記載して添付してください。(様式自由)

### II. 防災対策改修工事費の区分の考え方

防災対策改修と併せて実施する必要があるが、補助対象外としている改修工事に係る事業費、区分の考え方を記入してください。行が不足する場合は適宜追加してください。

〔単位:千円(事業費)〕

項目	A 事業費(注2) (1台当たり)	B 台数	C 事業費 合計 (A×B)	防災対策改修と費用の案分を行っている場合は、その区分の考え方の概要を記載ください
防災対策改修工事と併せて実施する必要がある改修に係る工事費				
	合計			

注2 : 補助対象外となる工事費の積算内容を別紙に記載して添付してください。(様式自由)

### ●他の補助金への申請状況

今回補助対象となるものを、他の補助金に応募(申請)している場合は、その申請している補助金の名称を必ず記入してください。また、他の補助金に応募(申請)していても、補助対象となる範囲が異なる場合には、他の補助金の名称と補助対象範囲の考え方を記入してください。

※ 詳細について記す場合には様式中に「別紙○に記載」等と記載のうえ、別紙を添付してください。

## 提出書類のチェックリスト

提案者は、提出書類の記載事項の不備、提出書類の有無及び必要部数を確認し、適した場合に提案者確認欄にチェックしてください。当該チェック終了後チェックリストを1部ご提出ください。なお、\* 欄は記入しないでください。

提案団体名及び代表者	* 応募事業提案名	受付番号 24-1- 受付日	
提出書類等			提案者 確認欄
様式1【提案申請書】	必須	OK	NG
様式2【フェイシート】	必須		
様式3【提案概要】	必須		
様式4【モデル的検討の内容説明】	必須		
様式5【補助額の積算】	必須		
グループ提案事業者名リスト及び組織図	代表提案者以外の関係者がある場合に提出が必要となります。特に書式はありません。		
CD-R	必須 ※提出書類を保存したものを作成してください。		
提出書類のチェックリスト	記入済みチェックリストを1部提出してください。		
提出書類 必要部数	提出書類をA4サイズにまとめて、1部ずつホチキス(左上)留めし(チェックリスト除く)、8部提出してください。 2枚提出してください。		
*			

<問合せ先>

〒162-0825

東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル6階  
一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会内

**既設昇降機安全確保緊急促進事業室**

FAX : 03-5229-7634

メールアドレス : [elevator@sumaimachi-center-rengoukai.or.jp](mailto:elevator@sumaimachi-center-rengoukai.or.jp)

ホームページ :

<http://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/02business/elevator.html>

(応募様式のダウンロードが可能です)